

議案第1号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に
関する規則について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に
関する規則を別紙の通り定める。

平成20年1月16日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(学校教育法施行細則の一部改正)

第1条 学校教育法施行細則(昭和47年教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条の9」を「第19条」に改める。

第5条中「第23条第8号」を「第23条第4号」に改める。

第7条中「第23条第7号」を「第23条第3号」に、「第7条の2」を「第10条」に改める。

第8条中「第23条第3号」を「第23条第6号」に改める。

第9条中「第23条第7号」を「第23条第3号」に改める。

第11条第1項中「第23条第2号、第6号及び第9号」を「第23条第2号、第5号及び第9号」に改める。

第12条中「第3条、第5条、第6条、第7条の3、第7条の4及び第7条の5」を「第3条、第6条、第7条、第11条、第12条及び第13条」に改める。

第13条中「第3条第3号、第6条第3号及び第7条の3、第7条の5、第7条の6」を「第3条第3号、第7条第3号及び第11条、第13条、第14条」に、「第3条第5号、第6条第5号及び第7条の3、第7条の5、第7条の6」を「第3条第5号、第7条第5号及び第11条、第13条、第14条」に改める。

第6号様式中「第23条第8号」を「第23条第4号」に改める。

第9号様式中「第23条第3号」を「第23条第6号」に改める。

第10号様式中「第23条第6号」を「第23条第5号」に改める。

(技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部改正)

第2条 技能教育施設の指定の申請等に関する規則(平成9年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「第45条の2」を「第55条」に改める。

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第3条 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条の2中「第57条の5第1項」を「第87条第1項」に改める。

第9条の3中「第65条の12」を「第115条」に改める。

第17条中「第47条」を「第57条」に、「第63条」を「第95条」に改める。

第50条第1項中「第51条」を「第62条」に、「第28条第3項」を「第37条第3項」に改める。

第52条第1項中「第51条」を「第62条」に、「第28条第5項」を「第37条第5項」に改める。

第88条中「第15条」を「第28条」に改める。

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第4条 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第45条第1項中「第76条」を「第82条」に、「第28条第3項」を「第37条第3項」に改める

第47条第1項中「第76条」を「第82条」に、「第28条第5項」を「第37条第5項」に改める。

第83条中「第15条」を「第28条」に改める。

(沖縄県立中学校管理規則の一部改正)

第5条 沖縄県立中学校管理規則(平成18年教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第51条の10」を「第71条」に改める。

第13条中「第65条の14」を「第117条」に、「第65条の7」を「第110条」に改める。

第27条第1項中「第40条」を「第49条」に、「第28条第3項」を「第37条第3項」に改める。

第28条第1項中「第40条」を「第49条」に、「第28条第5項」を「第37条第5項」に改める。

第40条中「第15条」を「第28条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則案の概要の説明

総務課

1 件名

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

2 改正の経緯及び必要性

(1) 改正教育基本法の新たな教育理念を踏まえ、学校教育の一層の充実を図ることを趣旨とした学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）が、一部の規定を除き平成 19 年 12 月 26 日に施行された。

(2) (1)に伴い、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 19 年政令第 363 号）及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成 19 年文部科学省令第 40 号）が、一部の規定を除き平成 19 年 12 月 26 日に施行された。

(3) (1)及び(2)に伴い、規定を整理するため、関係規則の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

(1) 次の 5 規則について、規定の整理を行う。

ア 学校教育法施行細則<第 1 条>

イ 技能教育施設の指定の申請等に関する規則<第 2 条>

ウ 沖縄県立高等学校管理規則<第 3 条>

エ 沖縄県立特別支援学校管理規則<第 4 条>

オ 沖縄県立中学校管理規則<第 5 条>

(2) この規則は、公布の日から施行する。

4 根拠法令

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

(2) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）

- (3) 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）
- (4) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 19 年政令第 363 号）
- (5) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）
- (6) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成 19 年文部科学省令第 40 号）

5 関係各課との調整状況

総務私学課と調整中

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

学校教育法施行細則（昭和47年沖繩県教育委員会規則第20号）新旧対照表

現

行

改 正 案

(趣旨)	現 行
<p>第1条 この細則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第19条の規定に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）及び省令の規定によりなすべき認可の申請及び届出の手續その他の細則について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（分校設置の認可申請、届出手続）</p> <p>第5条 政令第23条第4号又は同令第25条第4号の規定による分校の設置についての認可の申請又は届出は、別記第6号様式の認可申請書又は別記第7号様式の届出書によつてしなければならない。</p> <p>（学級編制及びその変更の認可申請手續）</p> <p>第7条 政令第23条第3号の規定による学級編制及びその変更の認可の申請は、その実施予定期日の30日前までに、省令第10条の規定によつてしなければならない。</p> <p>（課程、学科、専攻科、別科設置の認可申請手續）</p> <p>第8条 法第4条及び政令第23条第6号の規定による高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科又は別科の設置についての認可の申請は、別記第9号様式の認可申請書によつてしなければならない。</p> <p>（特別支援学校の部の設置の認可申請手續）</p> <p>第9条 政令第23条第3号の規定による特別支援学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の設置についての認可の申請は、別記第10号様式の認可申請書によつてしなければならない。</p> <p>（学校等の廃止の認可申請、届出手続）</p> <p>第11条 法第4条並びに政令第23条第2号、第5号及び第9号の規定による学校若しくは分校の廃止、高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の廃止又は特別支援学校の小学部、中学部、高等部若しくは幼稚部の廃止についての認可の申請は、別記第12号様式の認可申請書によつてしなければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この細則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第7条の9の規定に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）及び省令の規定によりなすべき認可の申請及び届出の手續その他の細則について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（分校設置の認可申請、届出手続）</p> <p>第5条 政令第23条第8号又は同令第25条第4号の規定による分校の設置についての認可の申請又は届出は、別記第6号様式の認可申請書又は別記第7号様式の届出書によつてしなければならない。</p> <p>（学級編制及びその変更の認可申請手續）</p> <p>第7条 政令第23条第7号の規定による学級編制及びその変更の認可の申請は、その実施予定期日の30日前までに、省令第7条の2の規定によつてしなければならない。</p> <p>（課程、学科、専攻科、別科設置の認可申請手續）</p> <p>第8条 法第4条及び政令第23条第3号の規定による高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科又は別科の設置についての認可の申請は、別記第9号様式の認可申請書によつてしなければならない。</p> <p>（特別支援学校の部の設置の認可申請手續）</p> <p>第9条 政令第23条第7号の規定による特別支援学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の設置についての認可の申請は、別記第10号様式の認可申請書によつてなければならない。</p> <p>（学校等の廃止の認可申請、届出手続）</p> <p>第11条 法第4条並びに政令第23条第2号、第6号及び第9号の規定による学校若しくは分校の廃止、高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の廃止又は特別支援学校の小学部、中学部、高等部若しくは幼稚部の廃止についての認可の申請は、別記第12号様式の認可申請書によつてしなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

学校教育法施行細則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第20号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(校地、校舎等の図面の定義) 第12条 省令第3条、第6条、第7条、第11条、第12条及び第13条の校地、校舎等の図面とは、校地、校舎等の配置図（年次計画によるものにあつては、年次別に明らかにすること。）、校舎建物の平面図及び校地、校舎等の見取図等をいう。 (位置、経費及び維持方法の必要記載事項) 第13条 省令第3条第3号、第7条第3号及び第11条、第13条、第14条の位置並びに同令第3条第5号、第7条第5号及び第11条、第13条、第14条の経費及び維持方法については、少くとも、次の事項を記載しなければならない。 (1)・(2) 略</p>	<p>(校地、校舎等の図面の定義) 第12条 省令第3条、第5条、第6条、第7条の3、第7条の4及び第7条の5の校地、校舎等の図面とは、校地、校舎等の配置図（年次計画によるものにあつては、その部分を年次別に明らかにすること。）、校舎建物の平面図及び校地、校舎等の見取図等をいう。 (位置、経費及び維持方法の必要記載事項) 第13条 省令第3条第3号、第6条第3号及び第7条の3、第7条の5、第7条の6の位置並びに同令第3条第5号、第6条第5号及び第7条の3、第7条の5、第7条の6の経費及び維持方法については、少くとも、次の事項を記載しなければならない。 (1)・(2) 略</p>
<p>第6号様式</p> <p>沖縄県教育委員会 殿 ○○市（町村）教育委員会 印</p> <p>学校の分校設置認可申請書</p> <p>○○学校の分校を設置したいので、学校教育法施行令第23条第4号の規定に基づき、関係書類を添えて認可を申請します。</p>	<p>第6号様式</p> <p>沖縄県教育委員会 殿 ○○市（町村）教育委員会 印</p> <p>学校の分校設置認可申請書</p> <p>○○学校の分校を設置したいので、学校教育法施行令第23条第8号の規定に基づき、関係書類を添えて認可を申請します。</p>

学校教育法施行細則（昭和47年神縄県教育委員会規則第20号）新旧対照表

改正案

現行

第9号様式

文書番号 年 月 日 印
 神縄県教育委員会 殿 ○○市（町村）教育委員会

課程（学科、専攻科、別科）設置認可申請書

○○学校に全日制の課程（定時制の課程、通信制の課程、○○に関する学科（○科）、専攻科、別科）を設置したいので、学校教育法第4条（学校教育法施行令第23条第6号）に基づき、関係書類を添えて認可を申請します。

第10号様式

文書番号 年 月 日 印
 神縄県教育委員会 殿 ○○市（町村）教育委員会

○○部設置認可申請書

○○学校に○○部を設置したいので、学校教育法施行令第23条第5号に基づき、関係書類を添えて認可を申請します。

第9号様式

文書番号 年 月 日 印
 神縄県教育委員会 殿 ○○市（町村）教育委員会

課程（学科、専攻科、別科）設置認可申請書

○○学校に全日制の課程（定時制の課程、通信制の課程、○○に関する学科（○科）、専攻科、別科）を設置したいので、学校教育法第4条（学校教育法施行令第23条第3号）に基づき、関係書類を添えて認可を申請します。

第10号様式

文書番号 年 月 日 印
 神縄県教育委員会 殿 ○○市（町村）教育委員会

○○部設置認可申請書

○○学校に○○部を設置したいので、学校教育法施行令第23条第6号に基づき、関係書類を添えて認可を申請します。

技能教育施設の指定の申請等に関する規則（平成9年沖縄県教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1号様式 (第2条関係)</p> <p>沖縄県教育委員会 殿</p> <p>設置者の氏名及び住所（法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>技能教育施設指定申請書</p> <p>学校教育法第55条の規定による技能教育施設の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	<p>第1号様式 (第2条関係)</p> <p>沖縄県教育委員会 殿</p> <p>設置者の氏名及び住所（法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>技能教育施設指定申請書</p> <p>学校教育法第45条の2の規定による技能教育施設の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>

沖繩県立高等学校管理規則（平成12年沖繩県教育委員会規則第7号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(連携型高等学校の教育課程) 第9条の2 別表第2の左欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第87条第1項の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(併設型高等学校の教育課程) 第9条の3 別表第3の左欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則第115条の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(入学資格) 第17条 高等学校に入学できる者は、学校教育法第57条の規定により、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第95条各号に掲げる者とする。</p> <p>(校長の職務) 第50条 学校教育法第62条で準用する同法第37条第3項に規定する校長の職務は、おのおの次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(校長の代理・代行) 第52条 学校教育法第62条で準用する同法第37条第5項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(学校備付表簿) 第88条 学校において備え付けなければならない表簿は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(連携型高等学校の教育課程) 第9条の2 別表第2の左欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第57条の5第1項の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(併設型高等学校の教育課程) 第9条の3 別表第3の左欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則第65条の12の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(入学資格) 第17条 高等学校に入学できる者は、学校教育法第47条の規定により、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第63条各号に掲げる者とする。</p> <p>(校長の職務) 第50条 学校教育法第51条で準用する同法第28条第3項に規定する校長の職務は、おのおの次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(校長の代理・代行) 第52条 学校教育法第51条で準用する同法第28条第5項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(学校備付表簿) 第88条 学校において備え付けなければならない表簿は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第15条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>2 略</p>

沖繩県立特別支援学校管理規則（平成12年沖繩県教育委員会規則第8号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(校長の職務) 第45条 学校教育法第82条で準用する同法第37条第3項に規定する校長の職務は、お おむね次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2・3 略 (校長の代理・代行) 第47条 学校教育法第82条で準用する同法第37条第5項に規定する教頭が校長の職務 を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。 (1)～(2) 略 2 略 (学校備付表簿) 第83条 学校において備え付けなければならない表簿は、学校教育法施行規則（昭和 22年文部省令第11号）第28条に規定するもののほか、次のとおりとする。 (1)～(16) 略 2 略</p>	<p>(校長の職務) 第45条 学校教育法第76条で準用する同法第28条第3項に規定する校長の職務は、お おむね次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2・3 略 (校長の代理・代行) 第47条 学校教育法第76条で準用する同法第28条第5項に規定する教頭が校長の職務 を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。 (1)～(2) 略 2 略 (学校備付表簿) 第83条 学校において備え付けなければならない表簿は、学校教育法施行規則（昭和 22年文部省令第11号）第15条に規定するもののほか、次のとおりとする。 (1)～(16) 略 2 略</p>

沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(併設型中学校の教育課程)</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）においては、学校教育法第71条の規定に基づき、同表の右欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。</p> <p>2 略 (入学)</p> <p>第13条 入学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第117条で準用する第110条の規定のほか、別に定めるところにより行う入学者の決定に基づいて、校長がこれを許可する。</p> <p>2 略 (校長の職務)</p> <p>第27条 学校教育法第49条で準用する同法第37条第3項に規定する校長の職務は、おむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略 (校長の代理・代行)</p> <p>第28条 学校教育法第49条で準用する同法第37条第5項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略 (学校備付表簿)</p> <p>第40条 学校において備え付けなければならない表簿は、学校教育法施行規則第28条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(併設型中学校の教育課程)</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）においては、学校教育法第51条の10の規定に基づき、同表の右欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。</p> <p>2 略 (入学)</p> <p>第13条 入学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第65条の14で準用する第65条の7の規定のほか、別に定めるところにより行う入学者の決定に基づいて、校長がこれを許可する。</p> <p>2 略 (校長の職務)</p> <p>第27条 学校教育法第40条で準用する同法第28条第3項に規定する校長の職務は、おむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略 (校長の代理・代行)</p> <p>第28条 学校教育法第40条で準用する同法第28条第5項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略 (学校備付表簿)</p> <p>第40条 学校において備え付けなければならない表簿は、学校教育法施行規則第15条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>2 略</p>